

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県水道水質管理計画

令和6年4月改定
(目標年度：令和15年)



彩の国
埼玉県

目次

1	計画の目的及び期間	1
	(1) 目的	
	(2) 期間	
2	基本方針	1
	(1) 水質監視に関する基本方針	
	(2) 水質検査に関する基本方針	
3	水質監視に関する事項	1
	(1) 監視地点	
	(2) 監視項目	
	(3) 監視時期	
4	水質検査に関する事項	2
	(1) 検査体制の現状	
	(2) 検査施設の整備	
5	連絡調整体制に関する事項	2
	(1) 埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会	
	(2) 作業部会	

【図・表】

表—1	水質監視の実施地点及び実施主体一覧	4
図—1	水質監視地点（表・伏流水）	6
図—2	水質監視地点（井戸水）	7
表—2	水質検査体制一覧	8
表—3	水質検査機関一覧	10
図—3	水質検査機関	12
図—4	水質検査結果連絡体制	13

埼玉県水道水質管理計画

制 定：平成 6年 3月 31日

最終改定：令和 6年 4月 1日

1 計画の目的及び期間

(1) 目的

本計画は、厚生労働省通知「水道水質管理計画の策定について」（平成4年12月21日付衛水第269号）に基づき、埼玉県における水道原水の水質監視及び水質検査体制を確保することにより、県民に安全な飲料水を供給することを目的とする。

(2) 期間

本計画の目標年度は、令和15年度とする。

なお、本計画は、水道水質を取り巻く環境の変化等に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 基本方針

水道は県民の重要なライフラインであることから、県と水道事業者等（水道用水供給事業者（県企業局）、水道事業者（市町村等）及び専用水道の設置者）は、連携して水道水質管理を実施し、安全な飲料水の供給に努める。

(1) 水質監視に関する基本方針

水道事業者等は、水質監視計画に基づく水質検査を実施して水道水質の状況を把握し、長期的に安全な飲料水を供給するための水質監視体制を確保するものとする。

なお、適切な水質監視を実施するため、県は水道事業者等と合同で、広域的かつ合理的な水質監視計画を作成するとともに、広域的かつ専門的な視点で県内水道水質の状況を評価するものとする。

(2) 水質検査に関する基本方針

水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら整備するほか、複数の事業者による共同水質検査、あるいは水質検査の外部委託などにより、実情に応じた水質検査体制を確保するものとする。

なお、適切な水質検査を実施するため、県は水道事業者等を対象に知識及び技術の向上を図る研修等を実施するものとする。

また、検査の信頼性を確保するため、県は水道事業者等や登録検査機関などを対象に精度管理を実施し、検査精度の向上を図るものとする。

3 水質監視に関する事項

水質監視は定期的実施し、水質の現状や経年変化を把握するとともに、評価を行う。

また、今後の水質変化の予測等、水質に関する調査研究を行う。

なお、監視地点、項目及び時期は、水道事業者等の状況に応じて調整する。

(1) 監視地点

水質監視地点は、県内の広範囲から偏ることなく選定する。

なお、水道水質を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜、変更を行うものとする。

ア 表・伏流水（13地点）

埼玉県内の水道水源となっている河川（表・伏流水）を目安に選定する。

イ 井戸水（31地点）

埼玉県を概ね10km四方の区画に区分し、主な区画から原則として1本以上、一日平均取水量の多い井戸（地下水）を目安に選定する。

表－1 水質監視の実施地点及び実施主体一覧

図－1 水質監視地点（表・伏流水）

図－2 水質監視地点（地下水）

(2) 監視項目

原則として、水質管理目標設定項目から必要な項目を選定し監視する。
なお、消毒副生成物については浄水を対象とする。
また、水質管理目標設定項目以外の項目についても、必要に応じて監視項目とする。

(3) 監視時期

河川（表・伏流水）については、各地点、毎年度4回、四半期ごとに実施する。
ただし、農薬類は、毎年度2回、使用時期を考慮して実施する。
井戸（地下水）については、各地点、毎年度2回、半年ごとに実施する。
ただし、農薬類は、毎年度1回、使用時期を考慮して実施する。

4 水質検査に関する事項

(1) 検査体制の現状

ア 水道用水供給事業

県企業局では、水道水質基準の全項目について、検査機器を自ら整備し、検査を実施（以下「自己検査」という）している。

イ 上水道事業

上水道事業者のうち、さいたま市及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団が水道水質基準の全項目について自己検査を実施しており、また、越谷・松伏水道企業団、上尾市及び所沢市が水道水質基準の一部項目について自己検査を実施している。

その他の上水道事業者は、地方公共団体の機関又は登録検査機関に検査を依頼している。

ウ 簡易水道事業

全ての簡易水道事業者が登録検査機関に検査を依頼している。

エ 専用水道

全ての専用水道施設が登録検査機関に検査を依頼している。

表－2 水質検査体制一覧

(2) 検査施設の整備

水道事業者は必要な水質検査を実施できるよう体系的かつ計画的に検査機器の整備に努めなければならないが、各水道事業者の実情に応じ、複数の事業者による共同水質検査体制の整備を図ること又は水質検査を外部に委託することにより、適切な水質検査体制の確保を図ることとする。

なお、水質検査を委託する場合には、適正な委託契約や業務管理等により、水質検査の信頼性を担保するよう努めることとする。

表－3 水質検査機関一覧

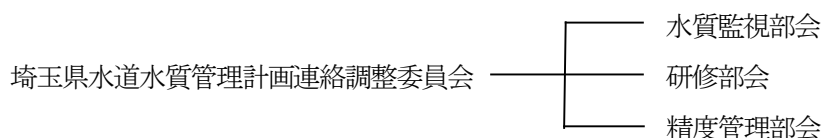
図－3 水質検査機関

5 連絡調整体制に関する事項

本計画の円滑な推進を図るため、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会設置要綱に基づき、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会（以下「委員会」という）を設置する。

なお、委員会は、その作業部会として水質監視部会、研修部会及び精度管理部会を設置し、委員会及び各作業部会の事務局を県生活衛生課が務めるものとする。

【組織図】



(1) 埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会

委員会は、水質監視、水質検査のあり方等について全般的な検討を行い、水道水質管理計画の基本方針を策定する。

また、水質監視部会、研修部会、精度管理部会の実施計画及び活動結果について審議し、承認し、公表する。

(2) 作業部会

ア 水質監視部会

水質監視部会は、水道事業者等が水質監視を実施するための水質監視計画を策定する。

水道事業者等は水質監視結果を水質監視部会に報告する。水質監視部会は監視結果について評価を行い、評価結果を委員会へ報告するとともに、委員会はこれを公表する。

なお、水道事業者等は監視結果が目標値等を超過し、水質に異常があると判断される場合は、速やかに事務局へ連絡し、事務局は必要に応じて水質監視部会を臨時開催する。水質監視部会は監視結果について評価を行い、評価結果を委員会へ報告し、委員会はこれを公表する。

また、毎年度広域的かつ合理的な水質監視計画を策定するに当たり、その参考とするため、水質変化の原因究明及び予測等、水質監視上必要な調査研究を行う。調査研究は衛生研究所が行うものとし、調査研究結果を水質監視部会に報告する。水質監視部会は調査研究結果について評価を行い、委員会はこれを公表する。

図－4 水質検査結果連絡体制

イ 研修部会

研修部会は、水道水質等に関する知識の習得及び技術の向上を図る研修の計画を策定し、実施する。

また、実施結果を取りまとめ、委員会へ報告し、委員会はこれを公表する。

(ア) 水道研修会

- ・実施目的 水道水質をはじめ、水道全般に関する知識の習得及び技術の向上
- ・実施内容 学識経験者等による講演、水道事業者等による事例報告等
- ・対象者 水道事業者等の職員、衛生研究所の職員、保健所の職員、専用水道等の権限を移譲した市町村の環境衛生担当職員、登録検査機関の担当者など
- ・実施回数 毎年度1回以上

(イ) 浄水処理、水質検査に関する研修

- ・実施目的 水処理技術や水質検査に関する知識及び技術の向上
- ・実施内容 浄水処理や水質検査に関する研究（詳細は水道事業者等へのアンケート等を基に決定）
- ・対象者 水道事業者等の水質担当職員など
- ・実施回数 毎年度1回以上

ウ 精度管理部会

精度管理部会は、水質検査の精度管理の計画を策定し、実施する。

また、実施結果を取りまとめ、委員会へ報告し、委員会はこれを公表する。

- ・実施目的 検査精度の向上
- ・実施内容 <実施項目>水質基準項目及び水質管理目標設定項目のうちから1項目以上
<実施方式>オープン方式又はブラインド方式
- ・対象者 県内で水質検査を実施している検査機関（登録検査機関を含む）
- ・実施回数 毎年度1回以上

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和8年4月1日から施行する。

表-1 水質監視の実施地点及び実施主体一覧

水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	備考		
				検査機関	井戸の深さ (ストレーナーの位置)	一日平均取水量 (令和6年度実績)
表流水 荒川	埼玉県大久保浄水場中央系原水 さいたま市桜区宿	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		826,643m ³
表流水 利根川水系江戸川	埼玉県庄和浄水場原水 春日部市新宿新田	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		233,484m ³
表流水 利根川	埼玉県行田浄水場原水 行田市小針	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		332,775m ³
表流水 利根川水系江戸川	埼玉県新三郷浄水場原水 三郷市南蓮沼	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		256,207m ³
表流水 荒川	埼玉県吉見浄水場原水 吉見町大和田	企業局	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県企業局 水質管理センター		106,876m ³
表流水 荒川水系入間川	飯能市小岩井浄水場 飯能市小岩井	飯能市	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		21,311m ³
伏流水 荒川水系入間川	入間市鍵山浄水場 入間市鍵山	入間市	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		10,307m ³
表流水 荒川	寄居町折原浄水場 寄居町大字折原	寄居町	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		2,256m ³
伏流水 荒川水系入間川	狭山市入間川伏流水(鶴ノ木浄水場) 狭山市鶴ノ木	狭山市	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		1,319m ³
表流水 荒川水系槻川	小川町青山浄水場 小川町青山	小川町	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		771m ³
伏流水 荒川水系毛呂川	毛呂山町金塚浄水場 毛呂山町毛呂本郷	毛呂山町	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		912m ³
表流水 荒川水系七重川	都幾川支流七重川水源(七重川浄水場) ときがわ町大野地内	ときがわ町	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	水道法第20条 登録検査機関		1,042m ³
表流水 荒川	秩父広域市町村圏組合水道局別所浄水場原水 秩父市別所	秩父広域 市町村圏組合	水質管理目標設定項目 4回/年 農業類 2回/年	埼玉県 衛生研究所		16,519m ³
井戸水	深谷市19号井戸 深谷市田谷	深谷市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	150m(28、70、82、98、134)	2,378m ³
井戸水	所沢市第一浄水場系第2号取水井 所沢市宮本町	所沢市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	300m(95、120、145、163、194、 207、232、240、260、270、284)	312m ³
井戸水	川口市新郷浄水場第3号井戸 川口市峯	川口市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	218m(119、135、162、173)	1,234m ³
井戸水	川越市郭町浄水場第4水源 川越市小仙波町	川越市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	176m(86、102、116、136)	330m ³
井戸水	戸田市第9取水井 戸田市下前	戸田市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	240m(146、164、174、186、 198、225)	1,520m ³
井戸水	羽生市第2浄水場8号井 羽生市上手子林	羽生市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	270m(222)	156m ³
井戸水	草加市吉町第一水源 草加市吉町	草加市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m(180~198、219~225、266 ~272、281~293)	650m ³
井戸水	行田市向町浄水場第12水源 行田市長野	行田市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	220m(102、201)	1,188m ³
井戸水	春日部市東部3号水源 春日部市樋籠字柳原	春日部市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	350m(182、238、265、296、 330)	470m ³
井戸水	本庄市第二浄水場13号井戸 本庄市杉山	本庄市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	200m(110、128、176)	2,825m ³

水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	備考		
				検査機関	井戸の深さ (ストレーナーの位置)	一日平均取水量 (令和6年度実績)
井戸水	久喜市久喜第7号水源 久喜市吉羽	久喜市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	280m(178、192、252)	176m ³
井戸水	宮代町第8号水源 宮代町字西桑原	宮代町	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	280m(上限82~93m、下限267 ~272m)	1,271m ³
井戸水	鴻巣市第8号水源 鴻巣市箕田	鴻巣市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m(200、216、245、284)	781m ³
井戸水	川島町吹塚第1水源 川島町八幡	川島町	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	150m(69、91、108、119)	1797m ³
井戸水	新座市野火止2号井 新座市野火止	新座市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	200m(101、112、156)	968m ³
井戸水	ふじみ野市福岡第1水源 ふじみ野市長宮	ふじみ野市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	200m(79、126、152、163)	365m ³
井戸水	東松山市第二浄水場第2水源 東松山市下唐子	東松山市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	10.83m(9.23、9.53)	5,296m ³
井戸水	富士見市第3取水井 富士見市大字東大久保	富士見市	水質管理目標設定項目 1回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	200m(84.5~112m、117.5~123m、128.5 ~139.5m、145.0~150.5m、161.5~172.5 m、189.0~194.5m)	750m ³
井戸水	熊谷市江南第4水源 熊谷市樋春	熊谷市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	14m(ストレーナーなし)	799m ³
井戸水	蓮田市第1号井 蓮田市大字関戸	蓮田市	水質管理目標設定項目 1回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	250m(165、178、207、224)	501m ³
井戸水	三郷市北部第4水源 三郷市番匠免	三郷市	水質管理目標設定項目 1回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	261.43m(134.40~139.31m、154.70~ 165.92m、212.76~217.70m、220.28~ 228.73m、232.09~245.28m)	2,771m ³
井戸水	日高市高麗本郷水源(高麗本郷浄水場) 日高市高麗本郷	日高市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	7.1m(5.5)	3,258m ³
井戸水	伊奈町取水7号井 伊奈町大字小室	伊奈町	水質管理目標設定項目 1回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m	785m ³
井戸水	加須市久下10号水源 加須市花崎北	加須市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	220m(157、201)	492m ³
井戸水	さいたま市土合浄水場土合6号井戸 さいたま市浦和区仲町	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	さいたま市 水道局	278m(150~163、185~198、252~ 260)	1,857m ³
井戸水	さいたま市日進浄水場1号井戸 さいたま市北区日進町	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	さいたま市 水道局	250m(165、178、207、224)	1,196m ³
井戸水	さいたま市金重配水場1号井戸 さいたま市岩槻区大字金重	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	さいたま市 水道局	350m(224.6~244.6、262.6~266.6、 290.6~298.6、322.6~334.6)	944m ³
井戸水	越谷・松伏水道企業団南部浄水場第6水源 越谷市新越谷	越谷・松伏 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	越谷・松伏水道企業団 水道法第20条登録検査機関	340m(154、301)	2,340m ³
井戸水	桶川北本水道企業団第7号水源 北本市中丸	桶川北本 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m(204、220、256、286)	538m ³
井戸水	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 坂戸系水源5号井戸 坂戸市柳町	坂戸・鶴ヶ島 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 (一部農業は登録検査機関)	180m(122~132.5、137.5~148、 160~174)	370m ³
井戸水	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 鶴ヶ島系水源5号井戸 鶴ヶ島市脚折	坂戸・鶴ヶ島 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農業類 1回/年	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 (一部農業は登録検査機関)	188m(121~125.5、131.5~145.5、 153~157.5、165.5~174.5)	496m ³

図-1 水質監視地点（表・伏流水）

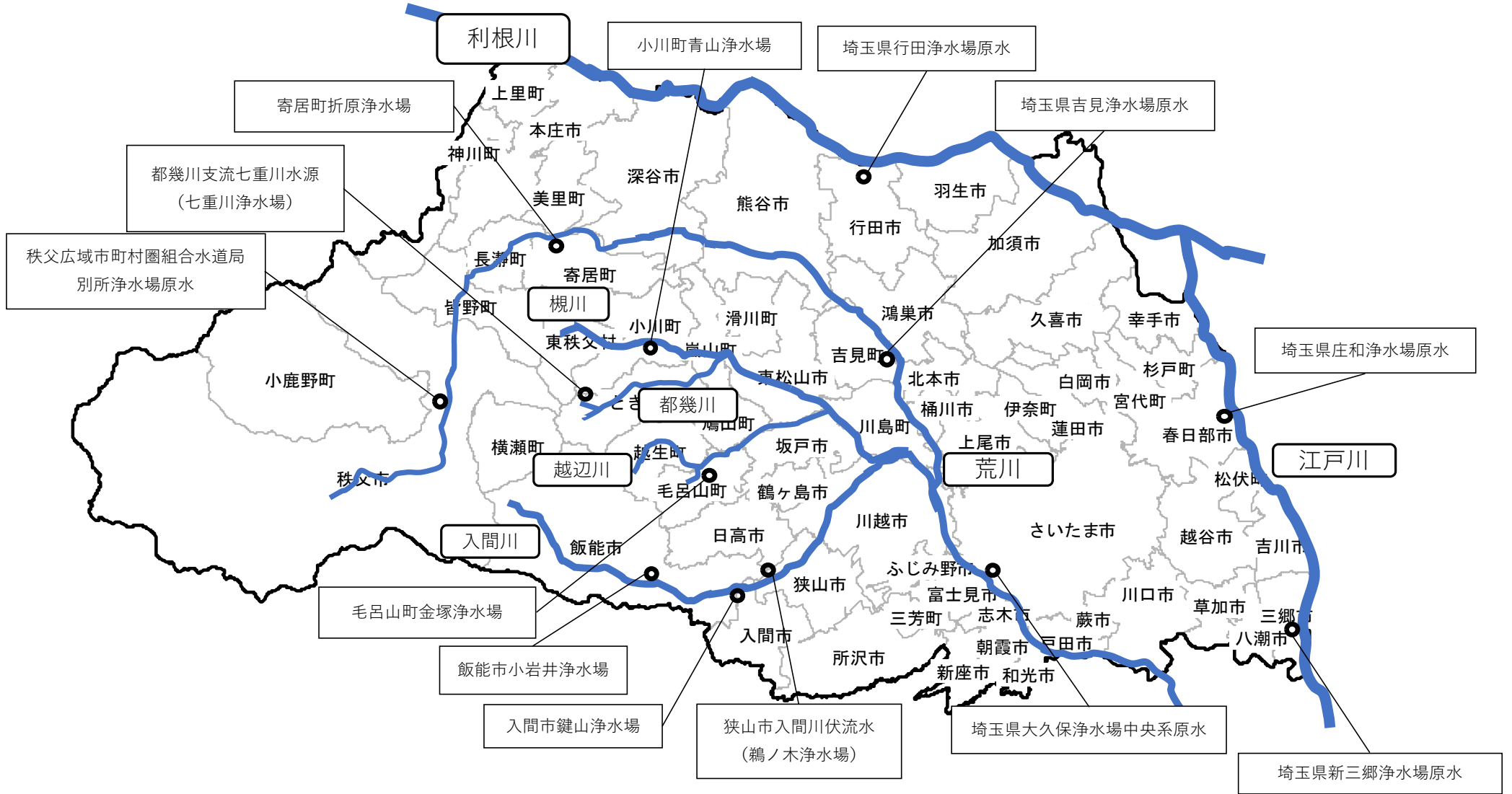
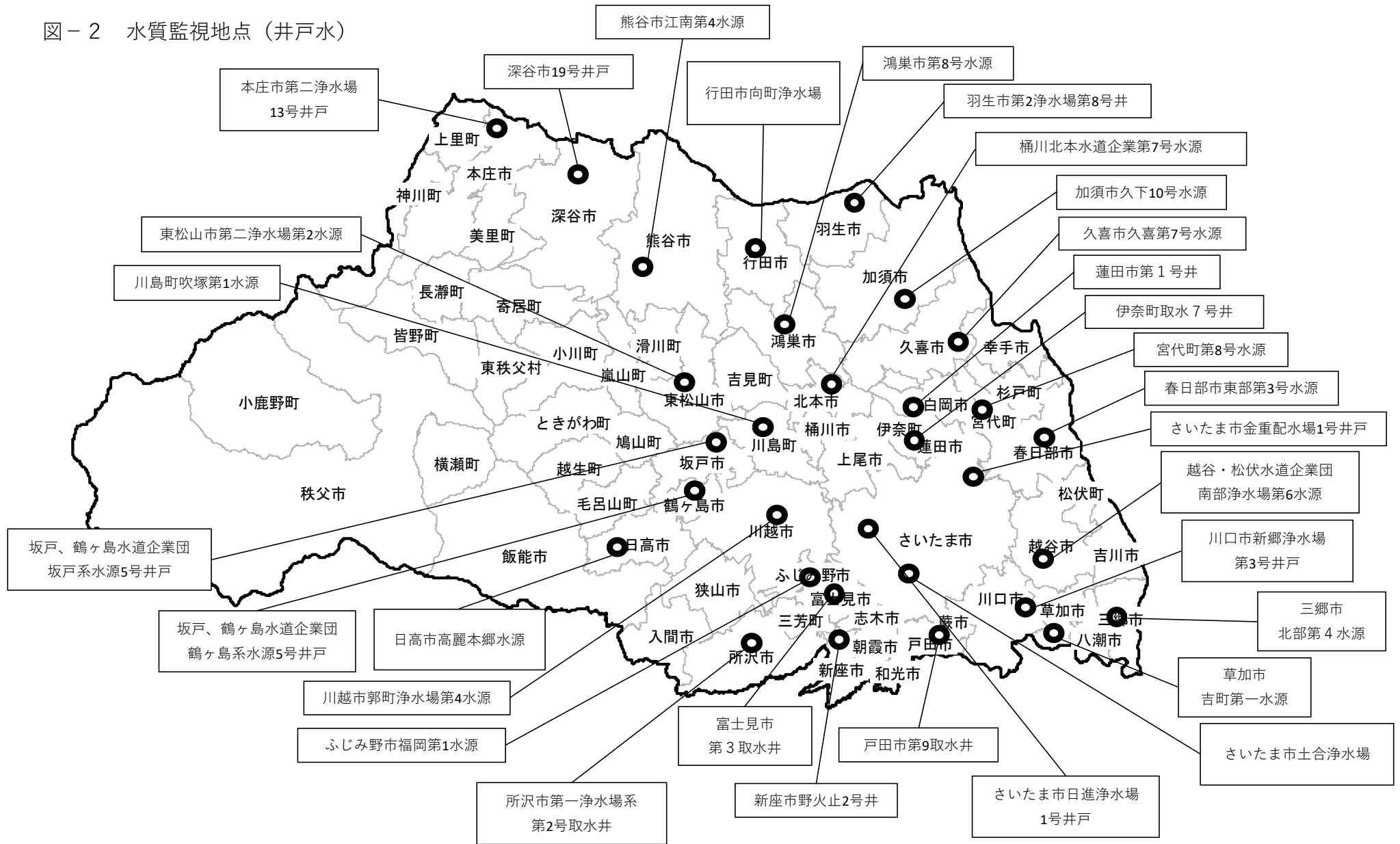


図-2 水質監視地点（井戸水）



表－２ 水質検査体制一覧

令和８年４月１日現在

水道用水供給事業

番号	名称	検査の委託の状況	今後の方針	備考
1	埼玉県企業局	なし	現状に同じ	

上水道

番号	名称	検査の委託の状況	今後の方針	備考
1	深谷市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
2	飯能市	全て委託	現状に同じ	
3	さいたま市	毎日検査項目	現状に同じ	
4	所沢市	毎日検査項目、毎月検査項目、揮発性有機化合物を除く項目	現状に同じ	
5	川口市	全て委託	現状に同じ	
6	川越市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
7	戸田市	全て委託	現状に同じ	
8	入間市	全て委託	現状に同じ	
9	羽生市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
10	草加市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
11	行田市	全て委託	現状に同じ	
12	志木市	全て委託	現状に同じ	
13	寄居町	全て委託	現状に同じ	
14	蕨市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
15	狭山市	全て委託	現状に同じ	
16	春日部市	全て委託	現状に同じ	
17	本庄市	全て委託	現状に同じ	
18	幸手市	全て委託	現状に同じ	
19	久喜市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
20	宮代町	全て委託	現状に同じ	
21	鴻巣市	全て委託	現状に同じ	
22	川島町	全て委託	現状に同じ	
23	白岡市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
24	吉川市	全て委託	現状に同じ	
25	越谷・松伏（企）	一部項目（シアン化物イオン及び塩化シアン、PFOS及びPFOA、臭素酸、かび臭物質、界面活性剤）	現状に同じ	
26	小川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
27	和光市	全て委託	現状に同じ	
28	杉戸町	全て委託	現状に同じ	
29	上尾市	毎日検査項目、毎月検査項目を除く項目	現状に同じ	
30	新座市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
31	ふじみ野市	全て委託	現状に同じ	
32	朝霞市	全て委託	現状に同じ	
33	東松山市	全て委託	現状に同じ	
34	桶川北本（企）	全て委託	現状に同じ	
35	毛呂山町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
36	富士見市	全て委託	現状に同じ	
37	熊谷市	全て委託	現状に同じ	
38	蓮田市	全て委託	現状に同じ	
39	三郷市	全て委託	現状に同じ	
40	八潮市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

上水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
41	三芳町	全て委託	現状に同じ	
42	吉見町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
43	坂戸、鶴ヶ島（企）	なし	現状に同じ	越生町、毛呂山町、日高市、鳩山町と共同検査
44	日高市	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
45	越生町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
46	神川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
47	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
48	嵐山町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
49	滑川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
50	伊奈町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
51	美里町	全て委託	現状に同じ	
52	鳩山町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施、毎日検査項目は委託	現状に同じ	
53	上里町	全て委託	現状に同じ	
54	加須市	全て委託	現状に同じ	
55	秩父広域市町村圏組合	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

簡易水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
1	飯能市	全て委託	現状に同じ	1か所
2	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	2か所（民営）
3	東秩父村	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1か所

表-3 水質検査機関一覧

令和8年4月1日現在

水道事業者等及び地方衛生研究所等の地方公共団体

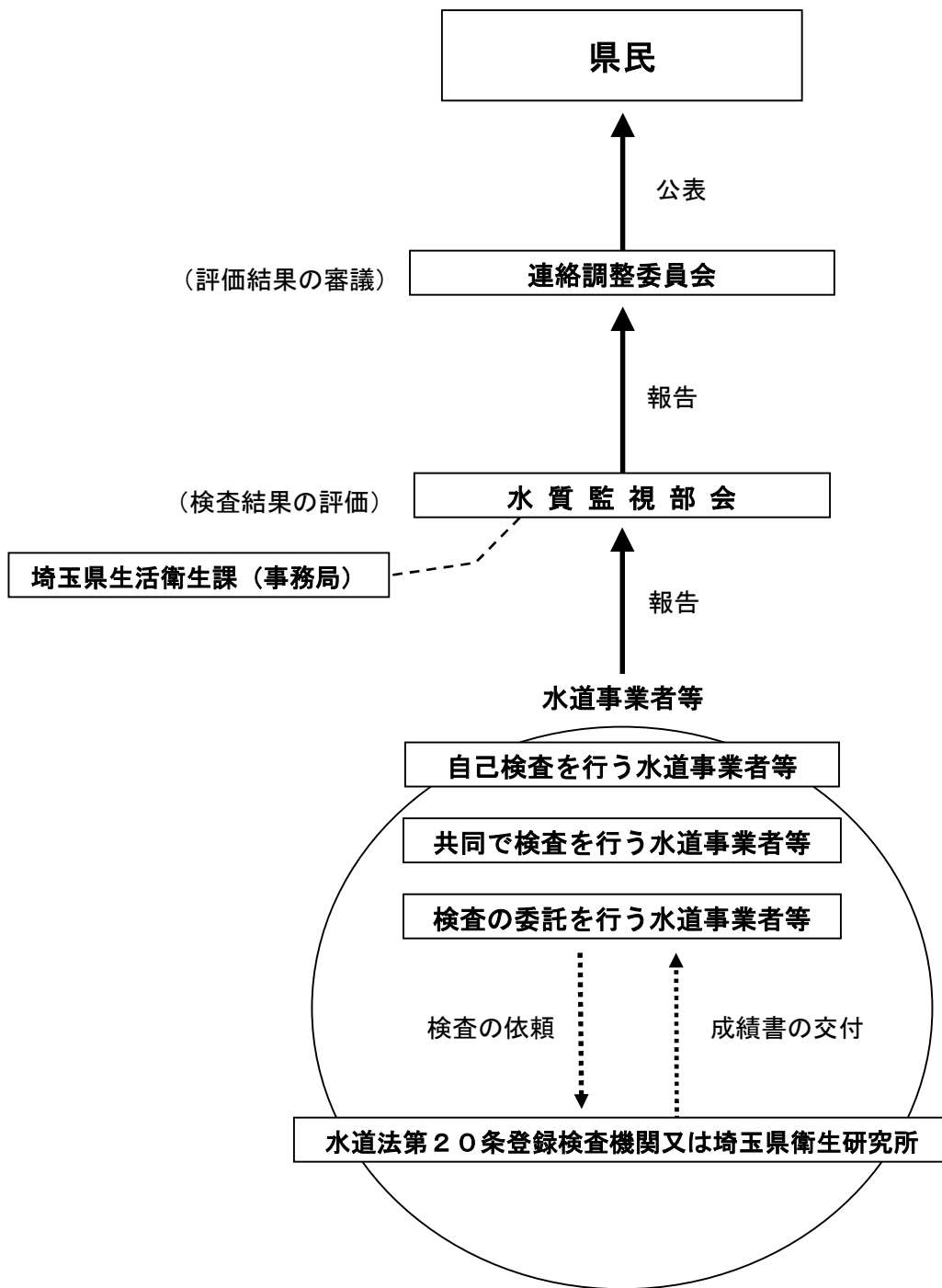
検査機関名称	所在地
埼玉県企業局水質管理センター	埼玉県行田市小針1632
さいたま市水道局給水部水質管理課	埼玉県さいたま市北区東大成町2-445-1
坂戸、鶴ヶ島水道企業団鶴ヶ島浄水場	埼玉県鶴ヶ島市脚折2023
上尾市上下水道部水質試験室	埼玉県上尾市大字上尾村1157
所沢市第一浄水場	埼玉県所沢市宮本町2-7-7
越谷・松伏水道企業団配水管理課	埼玉県越谷市越ヶ谷3-5-22
埼玉県衛生研究所	埼玉県比企郡吉見町江和井410-1
さいたま市健康科学研究センター	埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-12
川越市保健所衛生検査課	埼玉県川越市小ヶ谷817-1

検査機関名称	検査を行う事業所の所在地
一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター	茨城県水戸市笠原町978番47
一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番11号、千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番14号及び千葉県千葉市中央区出洲港14番12号
一般財団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目15番1号
一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目19番10号
一般社団法人山梨県食品衛生協会	山梨県甲府市小瀬町1145番地1
一般社団法人県央研究所	新潟県燕市小高6014番地
内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
株式会社エヌ・イーサポート	東京都江戸川区東葛西四丁目19番5号、愛知県名古屋市中村区城主町二丁目26番2号、大阪府大阪市西淀川区姫島五丁目4番10号、広島県広島市西区己斐本町三丁目13番16号及び福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目8番17号
株式会社江東微生物研究所	青森県弘前市大字末広三丁目1番地3、青森県八戸市類家五丁目38の4、秋田県湯沢市佐竹町5番10号、秋田県大館市有浦四丁目5の30、岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目2番17号、宮城県仙台市若林区卸町東四丁目1番7号、山形県山形市西田二丁目2番5号、山形県米沢市窪田町窪田字南江口377番地の10、福島県郡山市喜久田町卸三丁目24番、福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合134番地4、福島県南相馬市原町区錦町一丁目39、福島県いわき市好間工業団地4番地18、茨城県水戸市姫子一丁目101番5号、茨城県つくば市上横場445番1号、栃木県宇都宮市平出工業団地44の38、群馬県館林市美園町12番11号、群馬県高崎市高岡町431の3、群馬県前橋市下細井町267の11、埼玉県越谷市蒲生西町二丁目11番地17、埼玉県さいたま市岩槻区本町一丁目18番地12、千葉県香取市吉原420番地1、千葉県旭市イ987番地1、千葉県木更津市新田三丁目4番30号、千葉県千葉市中央区矢作町384番10号、東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号、神奈川県相模原市南区東林間6丁目S・Aビル1F、新潟県新潟市中央区鳥屋野463番地2、山梨県大月市大月2-5-7梶原事務所西、長野県松本市野溝木エー一丁目6-60Kビル3階及び静岡県御殿場1861番地1ニューマリンテ参事館103
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856番地3
ユーロフィン太平洋環境株式会社	福岡県福岡市博多区金の隈二丁目2番31号、長崎県長崎市文教町1番14号長崎大学研究開発推進機構1階、神奈川県横浜市磯子区西町14番11号
株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市下大島町625番地
中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台二丁目2番16号、兵庫県神戸市西区井吹台東町七丁目3番7号及び広島県広島市西区横川新町9番12号
環境未来株式会社	東京都小金井市緑町四丁目6番32号、石川県金沢市藤江南一丁目7番地1、山梨県中央市流通団地一丁目6番1号、長野県松本市大字和台4010番地5及び長野県佐久市跡部106番2
株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町五丁目1番
オーヤラックスクリンサービス株式会社	東京都調布市富士見町四丁目16番地4
株式会社総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8及び岐阜県高山市桐生町七丁目41番地
環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10
株式会社メイキョー	山梨県甲府市德行二丁目2番38号
株式会社静環検査センター	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番10号、静岡県藤枝市高柳2310番地
いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目24番22号及び福岡県福岡市東区東浜一丁目5番12号
一般財団法人日本食品分析センター	東京都多摩市永山六丁目11番10号
株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見四丁目16番2号
株式会社山梨県環境科学検査センター	山梨県甲斐市竜王新町2277番地12
前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀537番地
株式会社那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木22番地152
株式会社MIZUKEN	東京都江東区毛利一丁目19番10号江間忠錦糸町ビル6階、大阪府堺市西区浜寺石津町中二丁目6番34号及び沖縄県国頭郡本部町字謝花88番地
三菱ケミカルアクアソリューションズ株式会社	東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号、東京都東村山市青葉町二丁目38番1、愛知県名古屋市中村区中村町六丁目5番地及び大阪府大阪市中央区瓦町四丁目5番9号
東京テクニカルサービス株式会社	東京都江戸川区西葛西七丁目29番17号
エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号
株式会社総研	栃木県宇都宮市小幡二丁目4番5号
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡2068番地の3
株式会社ダイワ	千葉県東金市家徳238の3及び神奈川県平塚市東豊田369番地
株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市市場1361番地1
アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原四丁目4番地つくばテクノパーク豊里、東京都杉並区和泉二丁目7番5号及び沖縄県那覇市西二丁目6番11号神里マンションA-201
クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目8番14号、神奈川県厚木市森の里若宮7番1号、愛知県豊田市千足町六丁目29番地2号、滋賀県草津市笠山七丁目4番52号、大阪府高槻市成合中の町18番3号及び岡山県倉敷市松江二丁目13番40号
株式会社新環境分析センター	福島県郡山市喜久田町卸一丁目76番地1及び新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1
東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町6番地の7
株式会社環境技研	群馬県高崎市金古町1709番地1
株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613番地
株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号
株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野127番地6、東京都町田市忠生三丁目5番地4、神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目13番2号及び山梨県南アルプス市小笠原6番地
株式会社環境計量センター	山梨県南アルプス市宮沢129番地の1
日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島七丁目2番3号
株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号
株式会社環境技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号及び埼玉県戸田市世目二丁目5番地12
株式会社イオ	東京都日野市旭が丘四丁目7番地107
株式会社ショウエイ	神奈川県川崎市幸区新川崎2-6
株式会社エステム	愛知県名古屋市中村区弥次町三丁目22番地の1
ヒロエンジニアリング株式会社	東京都台東区台東一丁目14番11号
一般財団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センター	群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地の10
株式会社マルマ	東京都町田市南町二丁目15番14号ジャストトラックS三番館102、静岡県静岡市駿河区中島960番地の1、静岡県浜松市中央区佐藤二丁目5番11号、愛知県津島市大字津島字北新開234番地2及び大阪府大阪市西淀川区大和田三丁目5番6号
株式会社保健科学研究所	神奈川県横浜市都筑区早瀬2丁目2-1

図-3 水質検査機関（令和8年度）



図－４ 水質検査結果連絡体制



埼玉県水道水質管理計画

発行者 埼 玉 県
(保健医療部生活衛生課)

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048 (824) 2111 (内線3616)

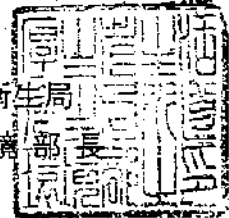
048 (830) 3616 (ダイヤルイン)

衛 水 第 2 6 9 号
平成 4 年 1 2 月 2 1 日

各都道府県知事 殿



厚生省生活衛生局
水道環境部長



水道水質管理計画の策定について

水道水質に関する基準については、本職通知「水道水質に関する基準の制定について」（平成4年12月21日付衛水第264号）により指示したところであるが、基準の見直しに伴う項目の増加・多様化、検査技術の高度化に対応して、管下水道事業者等が適正かつ計画的に水質検査を実施するとともに、体系的・組織的に監視項目に係る水質の測定（以下「水質監視」という。）を行う必要がある。このため、下記事項に留意の上、管下水道事業者等と十分調整の上、標記計画を策定し、関係者に周知されるようお願いする。

記

1. 計画は、各都道府県全域を対象とし、計画策定時より10～15年後程度を目標年次とすること。また、必要に応じて中間目標年次を設けること。
2. 計画は、基本方針、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項及びその他の事項について定めるものとする。なお、その他の事項には、連絡調整体制に関する事項、検査担当者の技術向上に関する

事項及びこれらに関連する事項が含まれるものであること。

3. 水質検査に係る計画には、水質検査の実施主体、水質検査施設の整備について明らかにすること。その際、水道法第20条の規定の趣旨に則り、水道事業者等が水質検査に必要な検査施設を設置するとの原則を踏まえ、水道事業者等と十分調整するとともに、広域的水道整備計画、各水道事業者等の事業計画等との整合にも留意すること。
4. 水質監視に係る計画には、水質監視の実施地点、水質監視の実施主体について明らかにすること。その際、体系的・組織的に水質監視が実施されるよう、水道事業者等、関係水質検査機関及び関係行政機関等と十分調整すること。
5. 計画は、計画内容に係る諸条件に変化があった場合等必要に応じて適宜見直すものとする。

衛水第270号
平成4年12月21日
(最終改正 令和7年6月30日)

各都道府県・市・特別区 水道行政担当部(局)長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長

水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について

標記計画の策定については、別途平成4年12月21日付衛水第269号厚生省生活衛生局水道環境部長通知により指示されたところであるが、なお、左記事項に留意の上、別添作成要領により水道水質管理計画(以下「計画」という。)を速やかに策定されるようよろしく願います。

記

1 基本方針

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者(以下「水道事業者等」という。)の水道水質に係る管理の状況を踏まえたうえで、水質検査及び水質監視に係る体制、検査施設の整備等についての基本方針を明らかにすること。

2 水質検査に関する事項

(1) 水質検査に係る計画には、水道事業者等ごとに名称、検査の委託の状況及び今後の方針について記載すること。また、この際、各水道事業者等の水質検査計画との整合に留意すること。記載例を別表第1に示す。

(2) 水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。

- ① 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。
- ② 小規模な水道事業者等で単独に検査施設を設置することが困難である等の事情があるものについては、数事業者等が共同して検査施設を設置する等の方法を講ずるものとする。
- ③ 水道事業者等が水質検査を委託する場合であっても水質管理への対応が不十分とならないよう、突発水質汚染時における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制を整備する必要があること。

3 水質監視に関する事項

(1) 水質監視に係る計画には、水質監視地点ごとに水源名、水質監視地点名及びその所在地、実施主体、頻度並びに水質監視実施項目について記載すること。記載例を別表第2に示す。

なお、水質監視地点の概略図を添付すること。

(2) 水質監視に係る計画の策定については、以下の事項に配慮すること。

- ① 水質監視地点は、水道事業者等が大規模に取水している主要水系毎に必ず設定することとし、都府県にまたがる水系の水質監視を行う場合には、関係都府県間で計画についての調整を図ること。また、地下水については、取水量の多い地域を含むよう監視地点を設定すること。なお、監視地点の設定に当たっては、地域的な偏在が生じないように十分留意すること。
- ② 水質監視は、関係する水道事業者等の中で協議の上、大規模水道事業者等が中心となって実施するよう留意することとし、水道事業者等による水質監視が困難な地域にあっては、必要に応じ都道府県等による行政的な調査等の実施により対処することが望ましいこと。
- ③ 水質監視は、原水について行うことを原則とするが、消毒副生成物については、当該監視地点に係る給水栓において水質監視を行うこと。
- ④ 水質監視は、水質管理目標設定項目（残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く。）について実施するほか、以下に掲げる項目を参考に地域の实情に応じて必要となる項目についても、適宜実施すること。
 - ア 原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる別表第3に示す項目
 - イ 平成15年4月28日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、毒性評価が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目として整理された別表第4に示す要検討項目
 なお、水質監視の実施と合わせて、水道原水の全項目検査を実施するよう留意されたいこと。

4 その他の事項

平成15年10月10日付健発第1010004号厚生労働省健康局長通知別添1（水質管理目標設定項目）に掲げる農薬類の選定にあたっては、同通知別添2に掲げる農薬類のほか、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める要検討農薬類（別表第5）及び測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いその他農薬類（別表第6）をリストアップしたので、参考とされたいこと。

また、水質検査に係る計画には、次に掲げる事項について記載すること。

- (1) 計画の円滑な実施のための水道事業者等、関係水質検査機関及び関係行政機関等からなる体系的・組織的な連絡調整体制に関する基本方針を明らかにすること。
- (2) 水質検査及び水質監視が適切に行われるよう、水質検査に係る講習会の実施等検査担当者の技術向上に関する計画を明らかにすること。
- (3) 各種の微量化学物質の検査に対応できるよう、関係水質検査機関間での精度管理の実施に関する計画を明らかにすること。
- (4) 適切な浄水管理の実施等水質検査及び水質監視の結果に基づき、必要となる対応方針を明らかにすること。

別表第1 水質検査に係る計画の記載例

名称	検査の委託の状況	今後の方針	備考
〇〇水道事業	なし	現状と同じ	
××水道事業	毎日検査・毎月検査以外の項目	令和〇〇年を目途に××地域共同水質検査センターを設置予定	
△△水道用水供給事業	なし	現状と同じ	
△△水道用水供給事業	毎日検査以外の項目	現状と同じ	

別表第2 水質監視に係る計画の記載例

水源名	水質監視地点名及びその所在地	実施主体	頻度	水質監視実施項目	備考
〇〇川	〇〇浄水場取水口所在地	〇〇水道事業	年4回	水質管理目標設定項目、アンモニア態窒素、BOD、UV吸光度、SS、THM生成能	
××市第1深井戸	××市第1深井戸所在地	××水道事業	年4回	水質管理目標設定項目	

別表第3 原水の汚染の程度を表し浄水処理等の工程管理のために有用となる項目

番号	項目
1	アンモニア態窒素
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)
3	化学的酸素要求量 (COD)
4	紫外線 (UV) 吸光度
5	浮遊物質 (SS)
6	侵食性遊離炭酸
7	全窒素
8	全りん
9	トリハロメタン (THM) 生成能
10	生物

別表第4 要検討項目

番号	項目	目標値 (mg/l)
1	銀及びその化合物	—
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	—
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	—
7	17-β-エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	—
13	2, 4-トルエンジアミン	—
14	2, 6-トルエンジアミン	—
15	N, N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—

19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	—
22	1, 2-ブタジエン	—
23	1, 3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) 注1)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	削除	削除
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	削除	削除
43	削除	削除
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
49	要検討PFAS 注2)	—

注1) トリブチルスズオキサイドの目標値

注2) 49の項の「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の8物質である。

別表第5 要検討農薬類

番号	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	アセタミプリド	殺虫剤	0.2	固相抽出—GC—MS法、LC

		殺菌剤		—MS法
2	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	LC—MS法
3	イプロジオン 注1)	殺菌剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、固相抽出—HPLC法*、固相抽出—LC—MS法
4	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	LC—MS法
5	クロロピクリン	殺虫剤	0.003	—
6	テブコナゾール	殺菌剤	0.07	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
7	パラチオンメチル 注2) 注3)	殺虫剤	0.04	—
8	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	0.1	—
9	ピラクロホス 注3)	殺虫剤	—	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
10	フルスルファミド	殺菌剤	—	LC—MS法
11	ブロマシル	除草剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
12	ペントキサゾン	除草剤	0.6	LC—MS法
13	ホサロン	殺虫剤	0.005	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
14	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	—
15	メトラクロール	除草剤	0.2	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法

注1) イプロジオンの濃度は、代謝物であるN—(3, 5—ジクロロフェニル)—3—イソプロピル—2, 4—ジオキシイミダゾリジン—1—カルボキサミドを測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注2) パラチオンメチルは、販売・使用禁止農薬である。

注3) パラチオンメチル及びピラクロホスは、失効農薬である。

注4) 検査方法の欄中、*は、定量下限値が目標値の100分の1を上回るものである。

別表第6 その他農薬類

番号	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	2—クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	農薬等原料	—	—
2	2, 4—DB	除草剤	—	—
3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	—	—
4	MCPB	除草剤	0.03	—

		植物成長調整剤		
5	アシベンズラルSメチル 注4)	殺菌剤	0.2	LC—MS法
6	アジムスルフロン	除草剤	0.2	—
7	アミトロール 注4)	除草剤	0.003	—
8	アメトリン 注4)	除草剤	0.2	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
9	イナベンフィド 注4)	植物成長調整剤	0.3	LC—MS法
10	イマズスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	—
11	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
12	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	LC—MS法
13	エトベンザニド	除草剤	0.1	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
14	エンドタール	除草剤	—	—
15	オキサジアルギル	除草剤	0.02	LC—MS法
16	オキサミル	殺虫剤	0.05	LC—MS法
17	オキシソリニック酸	殺菌剤	0.05	—
18	キザロホップエチル	除草剤	0.02	LC—MS法
19	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	LC—MS法
20	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	LC—MS法
21	クロルタールジメチル (TCTP) 注4)	除草剤	—	固相抽出—GC—MS法
22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
23	シクロスルファミロン	除草剤	0.08	—
24	ジクロフェンチオン (ECP) 注4)	殺虫剤	0.006	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
25	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	—
26	ジクロメジン 注4)	殺菌剤	0.05	LC—MS法
27	ジクロルプロップ	植物成長調整剤	0.09	LC—MS法
28	ジコホル (ケルセン) 注3) 注4)	殺虫剤	0.06	—
29	ジチアノン	殺菌剤	0.03	—
30	シノスルフロン 注4)	除草剤	0.2	LC—MS法
31	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	LC—MS法

32	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
33	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.06	—
34	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	LC—MS法
35	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
36	シプロジニル	殺菌剤	0.07	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
37	シペルメトリン	殺虫剤	0.06	LC—MS法
38	シメコナゾール	殺菌剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
39	ジメチルビンホス 注4)	殺虫剤	0.01	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
40	ジメピペレート 注4)	除草剤	0.003	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
41	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	LC—MS法
42	シンメチリン 注4)	除草剤	0.1	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
43	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	—
44	セトキシジム	除草剤	0.2	—
45	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
46	チアメトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
47	チオシクラム	殺虫剤	0.05	—
48	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
49	テクロフタラム 注4)	殺菌剤	0.1	—
50	テトラクロルビンホス (CVM P) 注4)	殺虫剤	0.01	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
51	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
52	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	LC—MS法
53	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	0.01	LC—MS法
54	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
55	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01	LC—MS法
56	ナプロアニリド 注4)	除草剤	0.02	LC—MS法
57	ニテンピラム	殺虫剤	1.3	LC—MS法

		殺菌剤		
58	パクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長 調整剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
59	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	0.9	—
60	ビスピリバック 注1)	除草剤	0.03	—
61	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	LC—MS法
62	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.03	LC—MS法
63	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
64	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
65	ピレトリン	殺虫剤	0.1	—
66	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	LC—MS法
67	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	—
68	フラチオカルブ 注4)	殺虫剤	0.008	—
69	フラメトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
70	フルアジホップ	除草剤	0.01	LC—MS法
71	プロパニル(DCPA) 注4)	除草剤	0.04	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
72	プロパホス 注4)	殺虫剤	0.001	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
73	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	0.02	LC—MS法
74	プロヘキサジオン 注2)	殺菌剤 植物成長 調整剤	0.5	—
75	プロボキスル(PHC) 注4)	殺虫剤	0.2	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
76	プロメトリン	除草剤	0.08	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
77	ペルメトリン 注5)	殺虫剤 殺菌剤	0.1	LC—MS法
78	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.06	—
79	ベンダイオカルブ 注4)	殺虫剤	0.009	LC—MS法
80	ホキシム	殺虫剤	0.003	LC—MS法

81	ボスカリド	殺菌剤	0.1	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
82	ミルネブ (チアジアジン) 注4)	殺菌剤	—	—
83	メタミドホス	殺虫剤	0.001	LC—MS法
84	メチルイソシアネート	殺虫剤等 中間体	0.006	—
85	モノクロトホス 注4)	殺虫剤	0.002	LC—MS法
86	リニューロン	除草剤	0.02	LC—MS法

注1) ビスピリバックの濃度は、ビスピリバックナトリウム塩として算出すること。

注2) プロヘキサジオンの濃度は、プロヘキサジオンカルシウム塩として算出すること。

注3) ジコホル (ケルセン) は、販売・使用禁止農薬である。

注4) アシベンゾラルSメチル、アミトロール、アメトリン、イナベンフィド、クロルタールジメチル (TCTP)、ジクロフェンチオン (ECP)、ジクロメジン、ジコホル (ケルセン)、シノスルフロロン、ジメチルビンホス、ジメピペレート、シンメチリン、テクロフタラム、テトラクロルビンホス (CVMP)、ナプロアニリド、フラチオカルブ、プロパニル (DCPA)、プロパホス、プロポキスル (PHC)、ベンダイオカルブ、ミルネブ (チアジアジン) 及びモノクロトホスは、失効農薬である。

注5) ペルメトリンの濃度は、異性体であるシス—ペルメトリン及びトランス—ペルメトリンの濃度を合計して算出すること。